

2026年7月2日

お知らせ

各種預金規定改定について

十六フィナンシャルグループの十六銀行（以下「当行」といいます。）は、各種規定および用法を下記のとおり改定いたしますので、お知らせします。

記

1. 改定する各種規定

当座勘定規定（ハッピー・チェック用、専用約束手形口用を含む）
普通預金規定（照合表口含む）
貯蓄預金規定（照合表口含む）
納税準備預金規定

2. 改定日

2026年10月1日（木）

3. 改定内容

「当座勘定規定」新旧対照表（下線部分変更）

現 行	改 正 後
第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。	第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>また、当行を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u>

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">略</p> <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>
<p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を <u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものま</p>	<p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取</p>

現 行	改 正 後
略	現行どおり
<p>たは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u></p> <p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>
略	現行どおり

「小切手用法」新旧対照表（下線部分変更）

現 行	改 正 後
略	現行どおり
<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p>	<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の</u></p>

現 行	改 正 後
略	現行どおり
8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	記載がないものが呈示されたときは、 <u>当行の判断により支払を拒絶することができるもの</u> とします。 (削除)
略	現行どおり

「約束手形用法」新旧対照表（下線部分変更）

現 行	改 正 後
略	現行どおり
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
略	現行どおり
8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	(削除)
略	現行どおり

「為替手形用法」新旧対照表（下線部分変更）

現 行	改 正 後
略	現行どおり
4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだ</u>	4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入し

現 行	改 正 後
<p>け記入してください。</p> <p>略</p> <p>10. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>略</p>	<p>てください。</p> <p>現行どおり</p> <p>(削除)</p> <p>現行どおり</p>

「普通預金規定」「貯蓄預金規定」「納税準備預金」新旧対照表（下線部分変更）

現 行	改 正 後
<p>略</p> <p>2. 証券類の受入れ</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>略</p>	<p>現行どおり</p> <p>2. 証券類の受入れ</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p><u>また、当行を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u></p> <p>現行どおり</p>

以上